

議第248号

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例を次のように制定
する。

平成26年 2 月14日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を次のように改正する。

別表第 2 京都市一橋学童保育所の項中「京都市東山区本町十丁目東入下池
田町527番地」を「京都市東山区大和大路通七条下る 5 丁目下池田町527番
地」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

京都市一橋学童保育所の位置の表示を変更する必要があるので提案する。